

## 二宮保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人 二宮福祉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 二宮保育園
- (2) 所在地 津山市二宮2170

(施設の目的及び運営方針)

第2条 二宮保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 「当園」は、「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第47号。）」において定める基準及びその他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前の子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 58人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 26人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(提供する保育等の内容)

第4条 「当園」は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）

第7条に規定する時間において、保育を提供する。

〔2〕 食事の提供

〔3〕 その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める岡山県条例第46条に従うものとする。なお、職員の員数は園児の数により変動することがある。

〔1〕 園長 1名(常勤専従)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

〔2〕 主任保育士 1名(常勤専従)

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

〔3〕 保育士 配置基準以上とする(常勤専従、非常勤)

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

〔4〕 看護師 1名(常勤専従)

発熱・怪我をした乳幼児、あるいは、病後児等の看護業務を行う。

〔5〕 栄養士 1名(常勤専従)

利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

〔6〕 調理員 2名(常勤専従、非常勤)

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

〔7〕 嘱託医 1名

嘱託医は、利用乳幼児の心身の健康を管理するため、利用乳幼児の定期健康診断及び保健衛生に関する指導を行う。

〔8〕 嘱託歯科医 1名

嘱託歯科医は、利用乳幼児の心身の健康を管理するため、利用乳幼児の定期歯科検診及び口腔衛生に関する指導を行う。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、お盆休み(8月13日～15日)、年末年始(12月29日から1月4日)及び祝祭日を除く。

上記期間中のうち、窮迫な事態等により希望保育の受入れを行うことがあります。

非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがあります。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

〔1〕 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

〔2〕 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合においては、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、前二項の支払を受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

〔1〕 利用乳幼児が小学校に就学したとき

〔2〕 2号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

〔3〕 3号認定のこどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

〔4〕 その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第11条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、津山市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 「当園」は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止の為の対策を講じるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回はこれを行う。  
(虐待の防止のための措置)

第13条 「当園」は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情の対応)

第14条 「当園」の特定教育・保育支給認定保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、特定教育・保育支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦言に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第15条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 〔1〕 保育の実施に当たっての計画
- 〔2〕 提供した保育に係る提供記録
- 〔3〕 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- 〔4〕 保護者からの苦情の内容等の記録
- 〔5〕 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第16条 「当園」の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の個人情報等を漏らしてはならない。

2 業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の個人情報について退職後も漏らしてはならない

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日 一部改正。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日 一部改正。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日 一部改正。

この規程は、令和 4 年 12 月 20 日 一部改正。

この規程は、令和 6 年 3 月 16 日 一部改正。

この規程は、令和 7 年 2 月 27 日 一部改正。

この規程は、令和 8 年 2 月 27 日 一部改正。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
主食費	3～5歳児給食費（ご飯、パン、麺類等）	月額 1,900円
副食費	おかず、おやつ代 ※所得の状況によっては免除される場合があります	国が定める副食費免除者への給付金額と同額
本代	年齢によって変動あり	月額 350～500円
レッスン代	4～5歳児英語レッスン代	月額 450円

2 その他の費用

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
保護者会費	保護者会の運営、子ども達への活動助成費用	月額 450円
学校安全会費	災害共済保険	独立行政法人日本スポーツ振興センターの定める額

※上記の1、2の費用につきましては、ゆうちょ銀行のそれぞれの預金口座より、毎月月末の25日に引き落としさせていただきますので、ご承知おき下さい。

3 時間外保育に係る利用者負担

認定形態	時間帯	延長保育料
保育標準時間認定	18：00～19：00	200円、最大3,000円
保育短時間認定	7：00～8：30	300円、最大3,000円
	16：30～18：00	300円、最大3,000円
	18：00～19：00	200円、最大3,000円

延長料金は1時間当たり200円です。

※ 3の費用の支払につきましては、費用納入用の封筒を利用してお支払い下さい。